

2021年11月29日

2022年理事選挙について

規約改定委員会

支部会委員の皆さんには日頃の支部の運営・発展にご支援いただきありがとうございます。ごめいませ。

昨年の支部規約の改定に基づき、今回から理事の選挙方法が変わります。今回より、理事候補は「継続の意思を表明した現行理事の理事候補」、「外部組織から招聘する理事候補」、および、「支部会員から推薦された支部会員の理事候補」の3つのカテゴリーから構成されます。それぞれのカテゴリーに対し Eligible Criteria が規定されており、監事やアドバイザーから構成される評価委員会が立候補者それぞれのカテゴリーの Eligible Criteria を満たしているかを評価し、立候補者が選挙名簿に記載されます。

なお、「継続の意思を表明した現行理事の理事候補」と「外部から招聘する理事候補」は信任投票となります。「支部会員から推薦された支部会員の理事候補」については、理事定員数24名から信任された「継続の意思を表明した現行理事の理事候補」数と信任された「外部から招聘する理事候補」数を差し引いた数までの候補者が投票数上位から当選することになります。

理事に立候補される支部会委員の方は、添付の Eligible Criteria をご理解いただき、所信表明フォームに必要事項を記入の上、12月15日までに指定された宛先にご提出ください。

(注)

「支部会員から推薦された支部会員の理事候補」の当選者数

$$= 24 - (\text{信任された「継続の意思を表明した現行理事の理事候補」数} \\ + \text{信任された「外部から招聘する理事候補」数})$$

「支部会員から推薦された支部会員の理事候補」の最小当選者数

$$= 24 - (\text{「継続の意思を表明した現行理事の理事候補」数} \\ + \text{「外部から招聘する理事候補」数})$$

添付資料

「2021 理事改選のスケジュール Rev04」

「理事候補の Eligible Criteria について Rev15」

以上